

IP 通信網サービスに係る契約書

(以下「甲」といいます。)と、トラムシステム株式会社(以下「乙」といいます。)は NTT コミュニケーションズの IP 通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)に定める IP 通信網サービス(以下「本サービス」といいます。)を乙が甲へ提供することを目的としてこの契約書(以下「本契約」といいます。)を定めます。

決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手側当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、かかる要求があった場合、その開示の前に相手側当事者に通知するものとします。

(契約事項)

- 第1条 乙が提供する本サービスに係る提供条件のうち、次に掲げるものを除いては、NTT コミュニケーションズの定める約款により本サービスを提供することとし、約款に変更があった場合は、変更後の約款の定めによることとします。
- (1) 料金及び工事費等その他の費用は、上記のとおりとし、上記に定めのない料金及びその他の費用は、約款の規定を適用します。
 - (2) 乙は、本サービスを提供するにあたり、約款料金表第1表(料金)に規定する料金を基準として算出する額については、前号に規定する料金を基準として算出します。
 - (3) 乙は、本サービスを提供するにあたり、約款に定める割引及び料金の減額の規定を適用しません。ただし、別記に掲げるものについては、この限りではありません。
- 2 本契約と約款の内容に差異が生じた場合、本契約の規定が優先するものとします。
- 3 約款は、NTT コミュニケーションズのホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)に準じます。

(守秘義務)

- 第2条 甲及び乙は、本特約の履行上知りえた一切の情報を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示以後自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 相手側当事者から開示される以前に自己が正当に保持していた情報
 - (4) 譲渡または開示の権利を有する第三者から、守秘義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 相手側当事者が、守秘義務の対象から除外することに書面より同意した情報
 - (6) 開示を受けた後、開示された情報及び資料とは関係なく、独自に開発した情報

2 甲は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、

(本契約の変更)

第3条 甲及び乙は、必要が生じた場合には、本契約の内容を協議の上変更できるものとします。

(本契約の有効期限)

- 第4条 本契約の有効期間は平成 24 年 6 月 1 日から 1 年間とします。ただし、甲又は乙のから期限満了の 30 日前までに本契約を継続しない旨の申し出がなく、かつ有効期間の満了日において適用対象回線契約現に存在している場合に限り、本契約は同一の条件にて更に 1 年間継続するものとし、その後もこの例によります。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙に定める適用対象回線契約が全て解除となった場合は、本契約は終了するものとする。

(準拠法)

第5条 本契約の準拠法は日本法とします。

(管轄裁判所)

第6条 甲及び乙は、本契約もしくはその条項に関連して発生する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

(存続事項)

第7条 第 2 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、本契約終了後も有効とします。

上記契約の成立を証するため、本契約書を 2 通作成し甲乙署名捺印の上、甲乙が各 1 通を所持するものとする。

甲：

印

乙： 愛知県名古屋市名東区新宿 2-55
トラムシステム株式会社
代表取締役 梶田 幸宏

印